

「平成19年度食品安全委員会運営計画（案）」について の御意見の募集結果について

1. 実施機関 平成19年2月22日～平成19年3月23日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1 通
4. 御意見及びそれに対する考え方

該当箇所	御意見	御意見に対する考え方
【第1 平成19年度における委員会の運営の重点事項】		
	<p>ポジティブリスト制について (意見)</p> <p>平成18年5月末にポジティブリスト制度が施行されて、8ヶ月が経過しました。この制度の実効性について、リスク管理機関と協力して検証を行い、その結果を委員会として発表していただく必要があると考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>この間ポジティブリスト制度の導入に伴うと考えられる違反事例が複数回報告されています。この結果を踏まえ、この制度がどの程度食品の安全性に寄与したかをリスク管理機関と協力してふりかえり、評価を行うことが大切だと思います。平成17年4月28日に確認された貴委員会発厚生労働省宛の意見書によれば、「食品の安全性の向上のため適時適切な措置が講じられていることを確認できるよう、当委員会に対し逐次報告を行うこと」とあります。ポジティブリスト制度について逐次リスク管理機関より報告を受け、制度の評価を共有化すべきだと考えます。</p>	<p>食品衛生法に基づく残留農薬等のポジティブリスト制度の実効性の検証は、大変重要であると考えております。</p> <p>食品安全委員会では、ポジティブリスト制度の導入に向けた手続の各段階において、厚生労働省から、御指摘の平成17年4月28日付け文書で述べた意見に沿った形で、逐次報告を受けてきたところです。</p> <p>制度施行後におきましては、その実効性の検証は、まずはリスク管理機関で実施すべきものと考えます。</p> <p>しかしながら、食品安全委員会においても、食品安全基本法第23条第1項第4号に基づき、食品健康影響評価の結果が、リスク管理機関が行う施策に適切に反映されているかについての調査を、書面により定期的(年2回)に行うとともに、必要に応じてリスク管理機関から施策の実施状況について委員会会合の場で報告を受けることにより、制度の実効性に関する情報把握に努めてまいります。</p>
	<p>ポジティブリスト制について (意見)</p> <p>一律基準について、「人の健康を損なうおそれのない量」として0.01ppmを定めることが適当かどうか検討するための計画を策定すべきだと考えます。</p>	<p>一律基準については、現在リスク管理機関において評価に必要な資料を収集・整理している段階であることから、現時点で評価の開始時期を明示することはできませんが、リスク管理機関の作業が終わり、評価が要請されれば、関係する専門調査会からなる合同ワーキング</p>

<p>(理由)</p> <p>現在一律基準に0.01ppmを定めていますが、これはリスク評価を行っていない値であり、海外の基準等から設定しているにすぎません。また、この値を設定するにあたって、平成16年8月6日に開催された薬事食品衛生審議会食品衛生分科会農薬動物用医薬品部会において、「食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼する」とありますので、貴委員会におかれましては、速やかに評価を開始していただきたいと考えます。</p>	<p>グループにおいて、速やかに調査審議に着手することとしています。</p> <p>また、リスク管理機関に対しても、早期に評価に必要な資料を準備するよう働きかけを行っているところです。</p>
<p>ポジティブリスト制について</p> <p>(意見)</p> <p>評価体制の強化を図り、評価の期限目標を設定して正確に、かつ計画的に評価を進める必要があると考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>ポジティブリスト制における現在の暫定基準の運用は、科学的評価を終えていないという観点から、リスクアナリシスの考え方との矛盾を早期に解決する必要があります。「平成18年度食品安全委員会運営計画のこれまでの実施状況のポイント(未定稿)」によりますと、「179案件の評価要請を受け、78案件について評価結果を通知」とあります。残り101の案件について、いつまでに評価結果を通知することができるのか、また、本年は新たに何件の評価を終えることができるのか、期限目標として明記することによって、計画的に評価を進めることを要望します。また、評価にあたっては正確に行うことはもちろんですが、必要なデータについては計画的にリスク管理機関に要求するなど、迅速な作業のために最も効果的な手法をとるよう努めていただきたいと思います。</p>	<p>ポジティブリスト制度に係る暫定基準等に係る評価案件については、評価案件が膨大なことから、関係する専門調査会の下に評価部会を設置する等、審議体制を強化するとともに、評価の実施手順を定め、厚生労働省から提出される評価依頼計画等を受けて、毒性が懸念される農薬等を優先的に評価するなど、計画的に進めることとしています。また、審議プロセスの効率化等により審議の円滑化を目指しています。</p>
<p>リスクコミュニケーションについて</p> <p>(意見)</p> <p>「地域の指導者養成講座」について、昨年度に行われた活動のふりかえりを行い、その結果を平成19年度の活動にいかしてください。</p> <p>(理由)</p> <p>重点事項及び「第4 2 リスクコミュニケーション推進事業の実施」において、来年度も継続して地域の指導者養成講座を実施する旨の記載があります。当講座は新しい取り組みであり、継続して行われることは大切ですが、まず今年度の活動内容をふりかえって、適切な改善が行われるべきだと考えます。貴委員会自らが考える改善点に加えて、今年度参加者の意見を取り入れるなどして、よりよい講座の企画、運営に努めていただきたいと思います。企画の段階においては行政関</p>	<p>本講座は、食品に関して地域の指導的立場にある方に、リスク分析の考え方や食品安全委員会の活動を御理解いただき、地域の活動の場での普及・啓発を目的として、平成18年度から実施しているもので、今年度は全国14カ所で開催しました。</p> <p>本講座は来年度も継続して実施するものであり、御指摘を踏まえ、今年度参加いただいた方の意見を取り入れ改善すべき点は改め、よりよい講座の企画、運営に努めていかなければならないと考えています。</p> <p>具体的には、講座では、終了後にアンケート調査を実施し、いただいた御意見の中で改善すべきものについては、随時改善を図りながら進めて参りました。</p> <p>また、アンケート調査の結果を分析し、3月20日に開催されたリスクコミュニケーション専門調査会において、来年度に向けての改善策について、審議が行われたと</p>

<p>係者、事業者、消費者に意見を求めることも効果的だと考えます。</p>	<p>ころです。 また、来年度の具体的な開催方法については、御指摘を踏まえ、地方自治体等とも十分相談して参りたいと考えています。</p>
<p>リスクコミュニケーションについて (意見) 「リスクコミュニケーター」を育成するための講座が新たに計画されていますが、どのような活動を展開したいのかの目的とイメージを明確にして進めることが重要と考えます。特に、人材を生かす場の検討が必要です。 (理由) 「地域の指導者」や「リスクコミュニケーター」の養成は良い考えだと思います。リスクコミュニケーションを推進するために今必要とされるのは、さまざまな事項に関して正確な情報を提供できる人材と、そういった情報を正しく理解するための場を増やすことだと考えます。そのためには、「地域の指導者」として専門的な知識をもつ地方農政局や保健所の職員が、それぞれの地域で国民への情報を提供する場を数多く作っていくことが大切であり、情報を得たいという国民と、指導者との間をつなぐ役割を「リスクコミュニケーター」に与える、というやりかたが考えられます。パイロット地域を選定し、その地域での人材育成とリスクコミュニケーションの場作りのモデル展開を行い、ふりかえりを行いながら拡大していくという方法も有効だと考えます。パイロット事業の展開にあたっては、行政関係者だけでなく、その地域の消費者や消費者組織、事業者、小売業者等の参画によるプログラム作りが大切になると考えます。 貴委員会には、リスク管理機関と協力して、このようなプログラムづくりを行う上でのリーダーシップの発揮を期待いたします。</p>	<p>御指摘のとおり、リスクコミュニケーションの推進には正確な情報を提供できる人材と、正しく国民に情報を提供する場を数多く作ることは大切と考えています。 そのためには、消費者、事業者などさまざまな食品関係者の立場や主張を理解し、リスクコミュニケーションにおいて意見や論点を明確化し、地域において相互の意思疎通を円滑化する役割を担う「リスクコミュニケーター」を育成することが重要と考えています。 このため、来年度から新たに地域の「リスクコミュニケーター」を育成するための事業を実施することとしています。事業の対象としては、行政関係者だけでなく、食品の安全性に関して一定の知識や経験を有し、積極的にリスクコミュニケーションを推進する意欲のある者が適当であると考えています。 なお、来年度の具体的な開催方法については、御指摘を踏まえ、関係者とも十分相談して参りたいと考えています。</p>
<p>リスクコミュニケーションについて (意見) 全国食品安全連絡会議を省庁横断的で、かつ地方から中央までの連携を強化するような連絡会議に発展させることを提案します。 (理由) 「第4 3 全国食品安全連絡会議の開催」において、「委員会と地方公共団体の緊密な連携や情報の共有化」を図るために会議を開催する旨記載されています。ところが、厚生労働省、農林水産省ともに課長級の会議を年に1回開催しているという実績があることから、これらと連携して開催することによって、互いに食品の安全に関する情報の共有化をはかることが期待できます。3府</p>	<p>全国食品安全連絡会議では、地方公共団体の課長級の職員に加え、厚生労働省、農林水産省等からも担当者が出席し、必要に応じ施策の説明や質疑応答を行うことにより、お互いの情報の共有に努めています。 全国食品安全連絡会議を厚生労働省及び農林水産省の実施する会議と併せて開催することは、食品安全に係る幅広い内容に対して会議時間が制約される等の問題から難しい状況ではございますが、御指摘を踏まえ、全国食品安全連絡会議の内容等の工夫を検討してまいります。 なお、引き続き、関係府省が一体となつて的確な食品安全行政を実施するため、関係府省による連絡会議等を定期的に行っていくとともに、平成18年11月に取りま</p>

	<p>省が一体となった効率的な運営を希望します。</p>	<p>とめた「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」を踏まえ、地方公共団体との協力については、今後検討してまいります。</p>
<p>【第3 食品健康影響評価の実施】</p>		
	<p>委員会が自ら行う食品健康影響評価について (意見) 食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行うことを決定した案件について、それぞれ優先順位を公表した上で、評価終了までの期限を設定し、その上で計画を公表することが必要と考えます。 (理由) 計画(案)において貴委員会は、4つの案件について自ら食品健康影響評価を行うとされています。どのような基準を用いて優先順位を決定し、評価を行うのにどのくらいの期間が必要なのかを示すことによって、貴委員会における作業の結果が明確になり、検証可能な評価体制を構築することができると考えます。</p>	<p>御指摘の自ら評価を行うことを決定した食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価において、4つの案件(鶏肉を主とする畜産物中のカンピロバクター・ジェジュニ/コリ、牛肉を主とする食肉中の腸管出血性大腸菌、鶏卵中のサルモネラ・エンテリティディス、カキを主とする二枚貝中のノロウイルス)については、「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針(案)」(以下「評価指針(案)」)という。)に従って評価案の候補とされたもののうち、優先度が高いと判断され、現在検討を行っているものであり、評価案件として決定したものではありません。 また、これまでリスク評価に先立ちスケジュールを明示したことはありませんが、「評価指針(案)」では、評価の内容(目的、範囲)、結果の形式、評価の必要性とともに、評価に見込まれる時間についても設定しておくこととされています。今回の評価は、微生物・ウイルス専門調査会が自ら評価を行う初めての試みでもあり、前もっての期限の設定については、今後更に議論していきたいと考えています。 なお、本件については、専門調査会の検討結果を委員会に報告することになりますが、今後の取り扱いについても委員会の公開での議事関係資料や議事録のHPへの掲載など引き続き透明性を確保してまいります。</p>
<p>【第6 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用】</p>		
	<p>食品安全総合調査について (意見) 調査の結果について速やかに報告するよう努めてください。 (理由) 食品安全総合調査については、平成19年3月6日現在調査終了の案件があるにも関わらず、結果についての記載が見受けられません。貴委員会が調査した内容は、私たちも大きな関心を寄せている内容です。仕様書には報告は報告書および電子媒体にて行う旨が記載されていますが、あわせて可及的速やかにホームページ等に公開していただきたいと思えます。</p>	<p>食品安全確保総合調査の結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でない判断される場合を除き、食品安全委員会のホームページにリンクした「食品安全総合情報システム」の検索機能を通じ、一般に公開することとしています。 なお、調査終了後に、報告書の内容を精査して公開の可否を判断するとともに、公開が可能な調査については、電子化等の作業を行った後に公開していますので、調査結果の公開までには、一定の準備期間が必要となります。 今後とも、準備が整い次第順次公開するなど、速やかに公開できるよう努めてまいります。</p>